平成２８年（フ）第２０６号
北海道旭川市豊岡１条２丁目１―22ペンタスＡ201、開始決定時の住所札幌市清田区平岡７条１丁目13番24号
破産者　織田圭一郎
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６８３号
仙台市太白区柳生７丁目２番地の５　シャトルプラザＦ３―502、従前の住所宮城県名取市箱塚１丁目11番24号
破産者　齋藤　勝信
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４５号
福島県郡山市神明町２番11号　メゾン神明207号、前住所栃木県鹿沼市東町３丁目６番25号　ＲａｎｄＲ　302号
破産者　木原済英こと　李　　済英
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
神奈川県足柄上郡大井町金手131番地
破産者　飯倉　清一
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３４５号
静岡県熱海市海光町１番６号　308、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市扇町３丁目31番16号
破産者　米山　優子（破産手続開始決定時の姓　堂前）
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１３２号
静岡市葵区羽鳥７丁目２番43号
破産者　小向　武雄
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３号
静岡市葵区羽鳥７丁目２番43号
破産者　小向　近代
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３４号
静岡市葵区羽鳥７丁目２番43号
破産者　小向　勝良
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４７号
静岡県島田市本通４丁目６番の23
破産者　山田　文明
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４８号
静岡県島田市本通４丁目６番の23
破産者　山田裕美子
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７０号
静岡県島田市中溝町564番地の４　橋本荘202号室、旧住所静岡県島田市旭３丁目８番13号
破産者　飯田　広光
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９号
静岡県富士宮市野中東町34番地
破産者　安部　　純
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１２６９号
愛知県北名古屋市徳重生田32番地　ＣＡＳＡＣ302
破産者　平田　　惠
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０６号
神戸市東灘区鴨子ケ原２丁目14番３―407号、従前の住所神戸市灘区篠原台６番51―207号
破産者　創作ビストロ×ＢＡＲ　よかったこと　細江　和史
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８９号
神戸市東灘区西岡本３丁目10番15号　青風荘１号、前住所神戸市東灘区森北町４丁目４番11―101号
破産者　中村美由紀
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３０号
兵庫県三田市すずかけ台２丁目１番地　１棟302号
破産者　筒井　哲弥
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６７号
神戸市西区美賀多台３丁目４―７、住民票上の住所神戸市西区学園東町４丁目44番地の４
破産者　松岡　浩範
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１８号
神戸市北区有野台６丁目20番地　Ｂ８棟104号、従前の住所神戸市北区藤原台北町５丁目２番12―704号
破産者　林　　正和
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部